

京都大学の講座、学科目、研究部門等に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)  <u>(再生医科学研究所)</u>            第29条 再生医科学研究所に、次に掲げる研究部門を置く。  <u>生体機能学研究部門、生体組織工学研究部門、再生統御学研究部門、再生医学応用研究部門、幹細胞研究部門</u>            (中 略)  <u>(ウイルス研究所)</u>            第34条 ウイルス研究所に、次に掲げる研究部門を置く。  <u>がんウイルス研究部門、遺伝子動態調節研究部門、生体応答学研究部門、細胞生物学研究部門</u>            (経済研究所)            第35条            (数理解析研究所)            第36条            (原子炉実験所)            第37条            (霊長類研究所)            第38条            (東南アジア研究所)            第39条            (i P S細胞研究所)            第40条</p>	<p><u>(ウイルス・再生医科学研究所)</u>            第29条 ウイルス・再生医科学研究所に、次に掲げる研究部門を置く。  <u>ウイルス感染研究部門、再生組織構築研究部門、生命システム研究部門</u>             (経済研究所)            第34条            (数理解析研究所)            第35条            (原子炉実験所)            第36条            (霊長類研究所)            第37条            (東南アジア研究所)            第38条            (i P S細胞研究所)            第39条            附 則            この規程は、平成28年10月1日から施行する。</p>

(略)

(同 左)